

設置基準表（混合用途・複合施設の場合）

施設の用途	施設の用途の範囲	算定面積	駐輪場の規模
百貨店，スーパーマーケット等	小売業及び飲食業を営むための店舗	売場，売場間の通路，ショーウインド，ショールーム，承载力場所，物品加工修理場，客席及び待合室等の合計の床面積	面積20㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
銀行等，金融機関	銀行，相互銀行，信用金庫，労働金庫，信用協同組合及び証券会社の本支店で一般の顧客のための店舗部分を有する施設	銀行室，接客室，応接室，ショーウインド等の合計の床面積	面積25㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設	遊技室，景品交換所等の合計の床面積	面積15㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）

※1 混合用途・複合施設の場合，施設の用途ごとに「駐輪場の規模」欄により算定した駐輪場の規模の合計が20台以上のとき，その算定した合計台数（附置義務台数）以上の駐輪場を設置してください。

※2 上記の基準に満たない規模の施設であっても，適正な規模の駐輪場を設置し，施設の利用者の利便に供するとともに，放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。

※3 単独用途施設とは異なり，各用途の「施設の規模」欄の要件は適用されません。

設置基準表（混合用途・複合施設の場合）

施設の用途	施設の用途の範囲	算定面積	駐輪場の規模
学習，教養，趣味等の教授目的施設	教室，実習室等を常設し，学習，教養，趣味等の教授のため一般の顧客に利用させ，営業するもの	学習，教養，図書室，資料室等の合計の床面積	面積15㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
官公署，その他上記の用途に分類されないもの			延べ面積45㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
集合住宅			ワンルームタイプは戸数分 ファミリータイプは戸数に2を乗じて得た数分

※1 混合用途・複合施設の場合，施設の用途ごとに「駐輪場の規模」欄により算定した駐輪場の規模の合計が20台以上のとき，その算定した合計台数（附置義務台数）以上の駐輪場を設置してください。

※2 上記の基準に満たない規模の施設であっても，適正な規模の駐輪場を設置し，施設の利用者の利便に供するとともに，放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。

※3 単独用途施設とは異なり，各用途の「施設の規模」欄の要件は適用されません。

設置基準表（混合用途・複合施設の場合）

大規模施設の新設

混合用途施設で各用途の店舗面積又は延べ面積の合計（以下「合計面積」という。）が5,000㎡を超える施設を新設する場合には、「合計面積が5,000㎡までの部分における各用途の店舗面積又は延べ面積が5,000㎡に占める割合」と「合計面積が5,000㎡を超える部分における当該割合」とを等しくし、各用途の店舗面積又は延べ面積が5,000㎡までの部分は、上記表中「駐輪場の規模」欄により算定し、5,000㎡を超える部分は、同表中「駐輪場の規模」欄により算定した数値に2分の1を乗じて算定するものとし、両者を加えた規模をもって、駐輪場の規模とみなす。

- ※1 混合用途・複合施設の場合、施設の用途ごとに「駐輪場の規模」欄により算定した駐輪場の規模の合計が20台以上のとき、その算定した合計台数（附置義務台数）以上の駐輪場を設置してください。
- ※2 上記の基準に満たない規模の施設であっても、適正な規模の駐輪場を設置し、施設の利用者の利便に供するとともに、放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。
- ※3 単独用途施設とは異なり、各用途の「施設の規模」欄の要件は適用されません。